

# 安倍川流域委員会規約

## (名称)

第1条 本会の名称は、「安倍川流域委員会」(以下「委員会」という。)とする。

## (目的)

第2条 委員会は、安倍川の今後、20～30年間の具体的な河川整備の目標や内容を示す「安倍川水系河川整備計画(大臣管理区間)」の策定にあたり、河川法第16条の2第3項に規定する趣旨に基づき、学識経験者の意見を聞く場として、国土交通省中部地方整備局長(以下「整備局長」という。)が設置する。

## (組織等)

第3条 委員会は、整備局長が設置する。

2 委員会の委員は、整備局長が委嘱する。

3 委員会は、特定の課題について審議を行うため、必要に応じて部会を設けることができる。

## (会議)

第4条 委員会には、委員長及び副委員長を置くこととし、委員長は委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は会務を総括し、委員会を代表する。

3 委員会は委員長が招集する。

4 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

5 委員の代理出席は、原則として認めない。ただし、行政等に関わる委員等についてはこの限りではない。また、団体を代表する委員については委員長の判断によるものとする。

## (情報公開)

第5条 会議は原則公開とし、会議及び会議資料の公開方法については、委員会で定める。

## (事務局)

第6条 委員会の事務局は、国土交通省中部地方整備局静岡河川事務所に置く。

2 事務局は、委員会の指示により、会議資料の作成、説明、議事要旨及び会議内容のとりまとめ等を行うものとする。

## (規約の改正)

第7条 規約の改正は、全委員総数の3分の2以上の同意を得て、これを行うものとする。

( 雑 則 )

第 8 条 本規約に定めるもののほか、委員会運営に関し必要な事項は、委員会においてこれを定める。

( 付 則 )

この設置要領は、平成 1 5 年 月 日から施行する。